

【表紙】
【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月15日

【発行者（受託者）名称】 オルタナ信託株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 池田 匠作

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋堀留町一丁目9番8号

【事務連絡者氏名】 オルタナ信託株式会社
信託事業部長 高木 賢一

【電話番号】 03-6820-9640（代表）

【発行者（委託者）氏名又は名称】 エスティ 2 3 合同会社

【代表者の役職氏名】 代表社員 一般社団法人 2 3
職務執行者 高山 知也

【住所又は本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
東京共同会計事務所内

【事務連絡者氏名】 三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社
デジタル投資銀行部長 田本 英輔

【電話番号】 03-3527-2830（代表）

【届出の対象とした募集有価証券の名称】 三井物産グループのデジタル証券～イオン大宮～（譲渡制限付）

【届出の対象とした募集有価証券の金額】 一般募集 3,403,360,000円
（注）募集有価証券の金額は、発行価額の総額です。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年5月11日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、2026年6月15日付で受託者の2026年3月期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表につき、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第193条の2第1項の規定に基づく監査が完了したので、「第三部 受託者、委託者及び関係法人の情報 第1 受託者の状況」の記載の一部を訂正及び更新するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 受託者、委託者及び関係法人の情報

第1 受託者の状況

2 事業の内容及び営業の概況

3 経理の状況

3【訂正箇所】

<訂正前>及び<訂正後>に記載している____部は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示してあります。なお、「第三部 受託者、委託者及び関係法人の情報 第1 受託者の状況 3 経理の状況」は、原届出書の更新後の内容を記載します。

第三部【受託者、委託者及び関係法人の情報】

第1【受託者の状況】

2【事業の内容及び営業の概況】

(2) 営業の概況

<訂正前>

2025年9月30日現在、受託者が受託する信託財産は以下のとおりです。

科目	2025年9月30日
	金額（百万円）
有価証券の信託	7,023
合計	7,023

<訂正後>

2026年3月31日現在、受託者が受託する信託財産は以下のとおりです。

科目	2026年3月31日
	金額（百万円）
有価証券の信託	43,357
合計	43,357

3【経理の状況】

<更新後>

- (1) 受託者の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省第59号）並びに、同規則第2条の規定に基づき、「信託業法施行規則」（平成16年内閣府令第107号）に基づいて作成しています。
- (2) 財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (3) 受託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自 2025年3月10日 至 2025年3月31日）及び当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）の財務諸表について、センクサス監査法人の監査証明を受けています。
- (4) 受託者は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成していません。
- (5) 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について
受託者は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組として、具体的には、一般社団法人信託協会等の関係諸団体へ加入し情報収集を図るとともに、各種団体の行う研修への参加など、会計基準等の内容を適切に把握し、また会計基準等の変更についての的確に対応するための体制を整備していません。

1 財務諸表等
(1) 財務諸表
貸借対照表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	665	63
売掛金	-	24
短期貸付金	-	650
その他	-	0
流動資産合計	665	738
固定資産		
投資その他の資産		
供託金	-	25
繰延税金資産	-	2
投資その他の資産合計	-	27
固定資産合計	-	27
繰延資産		
創立費	2	-
繰延資産合計	2	-
資産合計	667	765
負債の部		
流動負債		
未払金	3	0
未払法人税等	0	29
未払消費税等	-	14
預り金	0	2
流動負債合計	3	46
負債合計	3	46

（単位：百万円）

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	332	332
資本剰余金		
資本準備金	332	332
資本剰余金合計	332	332
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1	53
利益剰余金合計	1	53
株主資本合計	663	718
純資産合計	663	718
負債純資産合計	667	765

損益計算書

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2025年3月10日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業収益		
信託報酬	-	154
営業収益合計	-	154
販売費及び一般管理費	1 2	1 2
営業利益又は営業損失（ ）	1	80
営業外収益		
受取利息	-	1
その他		0
営業外収益合計		1
営業外費用		
創立費償却	-	2
営業外費用合計	-	2
経常利益又は経常損失（ ）	1	79
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）	1	79
法人税、住民税及び事業税	0	26
法人税等調整額	-	2
法人税等合計	0	24
当期純利益又は当期純損失（ は損失）	1	55

株主資本等変動計算書
前事業年度（自 2025年3月10日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主 資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額							
新株の発行	332	332	332			665	665
当期純損失（ ）				1	1	1	1
当期変動額合計	332	332	332	1	1	663	663
当期末残高	332	332	332	1	1	663	663

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主 資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	332	332	332	1	1	663	663
当期変動額							
当期純利益				55	55	55	55
当期変動額合計	-	-	-	55	55	55	55
当期末残高	332	332	332	53	53	718	718

キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2025年3月10日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	1	79
創立費償却	-	2
受取利息及び受取配当金	-	1
売上債権の増減額(は増加)	-	24
未払金の増減額(は減少)	-	2
預り金の増減額(は減少)	-	2
未払消費税等の増減額(は減少)	-	14
その他	1	4
小計	-	74
利息及び配当金の受取額	-	0
法人税等の支払額	-	2
営業活動によるキャッシュ・フロー	-	73
投資活動によるキャッシュ・フロー		
供託金の拠出による支出	-	25
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	25
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	665	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	665	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	665	48
現金及び現金同等物の期首残高	-	665
現金及び現金同等物の期末残高	1	665
	1	713

注記事項

(重要な会計方針)

1.繰延資産の償却方法

(1) 創立費

効果の及ぶ期間(5年以内)に償却します。

2.収益及び費用の計上基準

受託者の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりです。

(1) 信託報酬

顧客から受託された土地・建物の管理、運用サービスを提供する義務を負い、当該履行義務は信託設定時点、又はサービスが提供される一定の期間にわたり収益を認識しています。

3.キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物は、手許現金及び随時引き出し可能な預金を計上しています。

(未適用の会計基準等)

・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

1.概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

2.適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定です。

3.当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

（損益計算書関係）

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2025年3月10日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
役員報酬	-	12百万円
給与賃金	1百万円	44百万円

2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれています。

前事業年度（自 2025年3月10日 至 2025年3月31日）

一般管理費 出向者給与負担金 1百万円

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

一般管理費 出向者給与負担金 56百万円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2025年3月10日 至 2025年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
普通株式	-	1,000	-	1,000	-
合計	-	1,000	-	1,000	-

（注）普通株式の増加は設立によるものです。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
普通株式	1,000	-	-	1,000	-
合計	1,000	-	-	1,000	-

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2026年6月23日定 時株主総会	普通 株式	53	利益 剰余金	53,726	2026年 3月31日	2026年 6月23日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2025年3月10日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金	665百万円	63百万円
融資期間が3か月以内の短期貸付金	-百万円	650百万円
現金及び現金同等物	665百万円	713百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

受託者は、必要な資金を自己資金で賄っています。一時的な余剰資金につきましては普通預金で保有しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び短期貸付金は、取引先の信用リスクに晒されています。当該リスクについては、取引先の状況を定期的に把握することにより管理しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」、「売掛金」及び「短期貸付金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2025年3月31日)

該当事項はありません

当事業年度（2026年3月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
短期貸付金	650	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （自 2025年3月10日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
繰延税金資産	-百万円	2百万円
未払事業税	-百万円	2百万円
繰延税金資産小計	-百万円	2百万円
評価性引当額	-百万円	-百万円
繰延税金資産合計	-百万円	2百万円
繰延税金負債	-百万円	-百万円
繰延税金負債合計	-百万円	-百万円
繰延税金資産の純額	-百万円	2百万円

2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

受託者は、信託事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2025年3月10日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
顧客との契約から生じる収益	-百万円	154百万円
うち信託報酬	-百万円	154百万円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、財務諸表「注記事項(重要な会計方針)2. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(セグメント情報等)

セグメント情報

受託者は、信託業務を専業で行っている信託会社であり、単一セグメントのため、記載を省略しています。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の90%超であるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

受託者は海外拠点を有しておりませんので、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

受託者は海外拠点を有しておりませんので、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

当事業年度における営業収益は、受託者としてのオルタナ信託株式会社からの信託報酬のみです。

関連当事者情報

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自 2025年3月10日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (注1)	科目	期末 残高 (注1)
親会社	三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋堀留町1-9-8	1,700	デジタル技術を駆使した、個人投資家向けの先進的金融プラットフォーム事業	被所有 直接 85.1%	役員の兼任 5名 出向者の受入	出向料及びその他費用株式の引受	1 565	未払金 資本金 資本準備金	3 282 282
主要株主	三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-1	342,037	信託業務 銀行業務	被所有 直接 14.9%	役員の兼任1名 出向者の受入	株式の引受	99	資本金 資本準備金	49 49

(注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注) 2. 上記の会社との取引については、一般取引条件と同様に決定しています。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (注1)	科目	期末 残高 (注1)
親会社	三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋堀留町1-9-8	1,700	デジタル技術を駆使した、個人投資家向けの先進的金融プラットフォーム事業	被所有 直接 85.1%	役員の兼任5名 出向者の受入	出向料 及び その他 費用 地代家賃	56 4	前払 費用	0
親会社	三井物産株式会社	東京都千代田区大手町一丁目2番1号	344,163	総合商社	被所有 間接 85.1%	資金の 貸付	資金の 貸付 受取利息	650 1	短期 貸付金 未収 利息	650 0

(注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注) 2. 上記の会社との取引については、一般取引条件と同様に決定しています。

(イ) 財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前事業年度(自 2025年3月10日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度(自 2025年3月10日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

(工) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
前事業年度(自 2025年3月10日 至 2025年3月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井物産株式会社(東京証券取引所に上場)

三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1.1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前事業年度 (2025年3月31日現在)	当事業年度 (2026年3月31日現在)
1株当たり純資産額	円	663,658	718,726
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	663	718
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円		
普通株式に係る期末の 純資産額	百万円	663	718
1株当たり純資産額の 算定に用いられた 期末の普通株式の数	株	1,000	1,000

2.1株当たり当期純利益又は当期純損失及び算定上の基礎

		前事業年度 (自 2025年3月10日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失()	円	1,341	55,068
(算定上の基礎)			
当期純利益又は当期純損失 ()	百万円	1	55
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る当期純利益又 は当期純損失()	百万円	1	55
普通株式の期中平均株式数	株	1,000	1,000

潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、潜在株式が存在しないため、記載していません。

附属明細表

有形固定資産等明細表

該当事項はありません。

社債明細表

該当事項はありません。

借入金等明細表

該当事項はありません。

引当金明細表

該当事項はありません。

資産除去債務明細表

該当事項はありません。

(2) 主な資産及び負債の内容

当事業年度末（2026年3月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりです。

附属明細表

現金及び預金は株式会社三井住友銀行の預金63百万円、売掛金は受託者としてのオルタナ信託株式会社に対する信託報酬24百万円、短期貸付金は三井物産株式会社に対する貸付金650百万円です。

負債の部

記載すべき重要なものはありません。

(3) その他

該当事項はありません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2025年7月18日

オルタナ信託株式会社

取締役会 御中センクス 監査法人
東京都港区指定社員

公認会計士

平 山 友 暁

業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオルタナ信託株式会社の2025年3月10日から2025年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オルタナ信託株式会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定にしたがって、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第三部 受託者、委託者及び関係法人の情報 第1 受託者の状況 に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役への責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準にしたがって、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1.上記の監査報告書の原本は受託者(有価証券届出書提出会社)が別途保管しています。
2.上記の監査報告書は、「第三部 受託者、委託者及び関係法人の情報 第1 受託者の状況」に記載される(3) 経理の状況」を対象としたものです。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2026年6月15日

オルタナ信託株式会社

取締役会 御中

センクス監査法人
東京都港区指定社員 公認会計士 平山友暁
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオルタナ信託株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オルタナ信託株式会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第三部 受託者、委託者及び関係法人の情報 第1 受託者の状況に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役としての責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任並びに監査役としての責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、受益証券発行信託は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は受託者(有価証券届出書提出会社)が別途保管しています。

2. 上記の監査報告書は、「第三部 受託者、委託者及び関係法人の情報 第1 受託者の状況」に記載される(3) 経理の状況」を対象としたものです。

[前へ](#)